

# 社会科教育における「文化学習」の意義と可能性

大友 秀明 埼玉大学教育学部社会科教育講座

キーワード：社会科教育、文化学習、公共性、シティズンシップ教育

## 1. はじめに

平成20年の学習指導要領は、改正教育基本法等を踏まえた改訂である。教育基本法改正の議論の中で「愛国心」「伝統文化の尊重」「道徳心や規範意識」などの語句や理念を盛り込むかどうか議論の焦点になっていた。

新学習指導要領では「様々な伝統や文化、宗教」の理解を通して、我が国への愛情を育み、公共的な事柄に参画する資質や能力の育成を求めている。「公共的な事柄」に参画するためには、同じ規範意識、価値観を共有していることが前提とも読み取れる。しかし、規範意識や価値観は誰かから強制的に教化されるものではない。「公共的な事柄」に参画するためには、個性をもった一人ひとりの「私」が他者とのつながりやコミュニケーションを図るネットワークを形成していることが必要である。「伝統や文化」が「公共的な事柄」の「公共」にどのように結びつくのかが重要な課題になっている。

そこで本稿では、「文化」の学習が「公共」への参画にどのようにかかわるのかを模索することによって、今日、重視されようとしている「文化学習」の在り方についての方向性と可能性を探りたい。

そこで、まず、戦後の小・中学校の社会科教育における「文化」の取扱方の変遷とその特色を素描する。その上で、「文化学習」が隆盛した時期の背景、その学習理論の特質を明らかにしていきたい。その学習論を重層的に生かしながら、今後の「文化学習」の意義と可能性について問題提起する。

## 2. 学習指導要領にみる「文化」の取扱方の特色

現在、従前の社会科教育において「文化」の扱いが軽いとか、不十分であったと評されているが、これまでの学習指導要領並びに指導書・解説を見る限り、社会科の成立以降、一貫して「文化」の学習を重視してきたことがわかる<sup>1)</sup>。そこから垣間見ることのできるいくつかの特徴を示そう。

### 2-1 初期社会科の場合

初期社会科と呼ばれる昭和22年・26年版の「文化」の取扱方の特色は何か。

第一に、「文化」を社会の構成要素としての機能の面から捉えていることである。昭和26年版の小学校社会科の目標(3)に「生産・消費・交通・通信・生命財産の保全・厚生慰安・教育・文化・政治等の根本的な社会機能が、相互にどんな関係をもっているか、それらの諸機能はどんなふう

積極的に参加する態度や能力を養う」とある。

つまり、人間の文化的欲求を満足させるために、社会はどのような機会を設けているのか、また、その「文化」活動の人間生活にとっての意味や重要性に気付かせ、その活動に参加する能力や態度の育成をねらいにしていた。

第二に、「文化」の学習を世界平和の单元へと発展させるものとして位置づけていた。中学校の单元「われわれは、文化遺産を、どのように受けついでいるか」では、文化の創造育成に力を尽くした人物への尊敬と、文化遺産を保護・活用・発展させる心構えを身につけなければならないとしている。さらに、「文化は世界の人々の心をつなぎ、国際親善や平和を保つかぎでもあることを理解し、進んで世界平和をまもる情熱を養わなければならない」としている。

ここでは、文化遺産の保護・活用・発展に尽力すること、並びに、世界平和につながる国際理解や異文化理解の教育が目指され、今日の「文化学習」の萌芽を見て取れる。

## 2-2 小学校社会科の場合

小学校では、昭和33年版から第6学年に通史学習が導入され、教科の目標に文化の取扱方が記載され、また、第6学年の目標に「わが国の文化や伝統に対する正しい理解」が盛り込まれるようになる。

昭和43年版の指導書（『小学校指導書社会編』昭和44年）には、「文化遺産を教材として生かした指導事例」が示され、文化遺産の取扱いに当たっての留意点として、以下の3つを示している。

- ① その時代に最もふさわしい文化遺産を精選すること：その時代の特色をあらわし、具体性のあるもの。また、できあがった経緯を知ることによって、時代の雰囲気や人々の考え方が感じられるもの
- ② 今日的生活文化に関係のある文化遺産を取り上げること：今日の生活と対比し、関係づけて考えることのできるもの
- ③ 選択された文化遺産を取り扱う観点を明確にしておくこと：どこに重点を置き、どのような観点から学習させたら、その時代の姿がよく把握できるのか、その際に、他のどんな事象をどう関連づけて指導したら効果的であるかを考えておくこと

小学校の6学年の歴史学習が「優れた文化遺産」を中心に展開されることになり、今日もその学習が継承されている。

また、中学年の地域学習においても身近な地域の文化財への関心を図り、地域の文化の発展に尽くした人物が取り上げられている。

つまり、小学校では、身近な地域や我が国の歴史学習の教材ないし学習対象として「文化」を扱っている。

## 2-3 中学校社会科の場合

地理的分野では、一貫として、日本又は世界の諸地域の特色を明らかにするための一視点として「文化」が取り上げられている。また、我が国と「文化」の面で関係の深い世界の国々や地域が学習対象として選択されている。

歴史的分野では、小学校の場合と同様に、教材ないし学習対象として「文化」が重視されてきた。昭和33年版においてその基本が明確になっている。昭和33年版の指導書（『中学校社会指導書』昭和34年）では、歴史学習において文化教材が占める比重は大きいですが、実際の授業では手軽に済

まされているとした上で、指導に際しての留意点を以下のように示している。

- ① 文化遺産を、それらが現代の文化や生活と、直接間接にどのようなつながりがあるかという観点に立って精選して扱うこと
  - ② 文化遺産の持つ歴史的意義を、時代の流れや社会の発展の中で考えさせること
- また、文化財の取扱いに当たっての留意点が以下のように示されている。
- ① 政治、経済、社会の背景から文化現象を把握させるために、総合的に学習を展開すること
  - ② 他教科との関連を図ること
  - ③ 各種の視聴覚教材教具の利用、見学の成果を生かすこと
  - ④ 外来文化の摂取が日本文化の発展に与えた影響、日本文化と世界文化の交流の歴史的意義を理解させること
  - ⑤ 生徒たちに将来の文化国家の一員として、新しい文化の創造・発展に寄与する心がまえを培うこと

その後の改訂でも、ここに見る歴史学習における「文化」学習の考え方は基本的に変わっていない。

公民的分野では、その目標に、平成元年版まで「平和と繁栄」「人類の福祉」のために「文化を高めることの大切さの自覚」が明記されていた。また、内容については、「社会生活」における「文化」の意義や働きが扱われていた。しかし、昭和52年版以降、公民的分野の内容が再構成され、縮小・整理されている。また、「文化」を含む「社会生活」の項目は、公民的学習の導入部に位置づけられ、その「文化」学習の意味合いが大きく変わってきている。

このように、小・中学校社会科において「文化」を重視してきたが、その取扱方に違いがある。歴史学習では人間の精神活動から生まれたものを「文化」（文化遺産）と捉え、それを中心に学習が展開されている。また、公民学習では、「文化」を人々によって習得・共有・伝達される行動様式ないし生活様式と捉える場合と人間の精神活動から生まれたものと捉える場合とがある。前者が生活文化で、後者が文化遺産に当たると考えられる。

### 3. 現代社会の学習と文化

すでに初期社会科において「文化」の役割や機能を正面から取り上げていたが、その後、昭和44年の中学校公民的分野の成立時に、その学習の方法論が復活することになる。

ここでは、初期社会科及び公民的分野の「文化」学習の基本的な視点を取り上げてみよう。

#### 3-1 初期社会科・一般社会科における「文化」の取扱方

昭和26年版の「一般社会科」に単元「われわれは、文化遺産を、どのように受けついでいるか」（中学3年）が設定されている。単元の要旨として、次のように記載されている。

本単元の学習にあたっては、文化遺産が現代生活にとってどのような重要性をもっているかを知るとともに、文化の創造育成に力を尽したわが国および諸外国の人々に対する尊敬と、それらの先人が伝えてくれた貴い遺産を保護し活用し、わが国の文化をいっそう発展させる心構えを身につけなければならない。またユネスコ憲章にも示されているように、文化は世界の人々の心を結び、国際親善と平和を保つかぎでもあることを理解し、進んで世界平和をまもる情熱を養わなけ

ればならない。

ここでは、①文化遺産の重要性、②文化の創造育成した人への尊敬、③文化遺産の保護・活用・発展への心構え、④国際親善と世界平和へ向けた情熱を育成しようとしている。そのための、具体的な内容として、5つ挙げている。

1. われわれの生活の中には、有形・無形いろいろな文化遺産が受けつがれている。
2. 科学の発達、社会生活とどんな関係をもっているか。
3. いろいろな芸術の発達は、人々の生活をどんなに豊かにしたか。
4. 宗教は古くから人間生活に深い関係をもっている。
5. 社会生活をいっそう豊かにするためには、どうすればよいか。

ここでは文化遺産を科学、芸術、宗教などと捉え、それらが人間生活や社会生活を豊かにするものとして、その意義と機能を理解させようとしている。

その後、昭和30年に中学校社会科に分野制が導入されてからも、「政治・経済・社会的分野」で「文化」の学習が行われていた。しかし、その分野で「文化」学習が体系的に整備されたのは昭和44年版である。その当時の事情を垣間見よう。

### 3-2 公民的分野の成立と基本構想

昭和44年版で従来の「政治・経済・社会的分野」に代わって「公民的分野」が導入されている。公民的分野成立の背景には、従来の「政治・経済・社会的分野」の性格及びその学習の実態とそれらについての問題点に対する批判があったという。その主な点を要約すると、以下のとおりである<sup>2)</sup>。

- ① この分野の性格と基本的ねらいが明確でないこと
- ② この分野の内容がまとまりに欠け、内容や学習順序が中学生にふさわしくないこと
- ③ 他分野に比較して、学習意欲が低いこと
- ④ 全般的に人間不在の傾向があったこと

このような批判・問題点に対して、分野の性格と基本的なねらいをより明確にするために、「公民的分野」という名称に変更されたのである。

そこで、分野の内容の構造やまとまりを明確にするために、内容を(1)家庭生活、(2)社会生活、(3)経済生活、(4)国民生活と政治という4つの項目にまとめ、これらの内容の相互関連を図っている。

公民的分野の基本構想の要点をまとめると、以下のようになろう。

第一に、「家庭生活」→「社会生活」→「経済生活」→「国民生活と政治」という学習順序によって、生徒に将来にわたって生きる学習態度や学習のあり方、基礎能力を身につけさせようとしたことである。

第二に、憲法学習を重視したことである。つまり、「家庭生活」、「社会生活」、「経済生活」の学習の展開を通して、具体的に憲法との結び付きを理解させながら、最後に「国民生活と政治」において真正面から憲法について学ぶという構想になっていた。

第三に、人権に関する指導を深めるように配慮したことである。上記の憲法学習と同様に、具体的な生活との関連で人権の問題を取り上げ、考えさせながら、最後の「国民生活と政治」において人権学習を総括するという構想をとっていた。

### 3-3 公民的分野における「文化」の位置

「文化」の学習については、大項目(2)の「社会生活」に位置づけられている。そこには、「職業と生活」「地域社会の生活」「地方自治と住民」「社会生活と文化」の4つの小単元が含まれている。この4つを並列的に取り扱うだけでは、学習に整合性を持たせることができない。

そこで、当時の文部省で公民的分野の担当調査官であった梶哲夫氏は、「社会についての基礎的な理解を深めるとともに、社会生活における個人の役割とそのあり方について考えさせる」ことに焦点をしばって、新しいコミュニティの形成の問題を深く考えさせるようにしたいと述べている。そこでの学習の要点は、次のとおりである。

- ① 「職業と生活」：勤労の権利と義務についての本質を認識させること
- ② 「地域社会の生活」：コミュニティの構成員としての資質を深く考えさせること
- ③ 「地方自治と住民」：住民としての自治意識の基礎について思考させること
- ④ 「社会生活と文化」：精神生活の自由の重要性と価値の問題を追求させ、人間性を大切にすることや幸福とは何かについて考えることの重要性を認識させること

また、中学校社会科の昭和44年版の指導書(『中学校指導書社会編』昭和45年)の公民的分野の内容「社会生活」の構成の箇所、「文化」の指導について解説している。ここでは、「文化」の指導については、従来から問題にされていたとして、公民的分野の目標の達成を目指して、以下の点に絞って取り上げるように示唆している。

- ① 文化が社会生活を向上させる源泉であること：学問、芸術、宗教などの文化の社会生活における意義や機能を理解させる。
- ② 現代文化の特色と問題点：文化の商品化や大衆化の特色と問題点に着目させるとともに、マスコミの機能と社会的役割を理解させ、その問題点を認識させる。
- ③ 文化の継承と創造の観点からの教育の機能：教育は生涯にわたって重要であることを理解させ、憲法の教育条項の意義を考えさせる。

ここでは、憲法の学習と関連付けながら、文化を扱っている点に大きな特色がある。①では、文化の役割を「豊かな人間性を尊重する平和で文化的な社会生活の発展」にもとめ、精神生活の自由の大切さを強調している。その際に、憲法の「思想及び良心の自由」「信教の自由」「表現の自由」「学問の自由」などを保障している意義を理解させるとしている。また、③では、憲法が教育を受ける権利と、教育の義務を定めていることに着目させ、その意義を考えさせることが大切であるとしている。

このように、社会生活をよりよくするための「文化」の在り方を考えさせる授業が構想されていたのである。

### 3-4 社会生活の中の「文化」

昭和52年版では、大項目「民主主義と現代の社会生活」の中項目「現代の文化と生活」で「文化」の指導が行われている。そのねらいは、①現代の社会生活における文化のはたらきとその特色の理解、②わが国の文化の伝統への関心、③文化を創造する意義への気づきの3つである。ここでは、文化として、風俗、慣習、言葉、ものの見方や考え方、人間関係、生活意識、行動様式などに着目している点に特色がある。

平成元年では、大項目「現代の社会生活」の中項目「現代の文化と生活」で「文化」の学習が想定されている。この中項目は、現代の社会生活における文化の働きを理解させ、文化の継承と

創造の意義に気付かせることをねらいにしている。また、「内容の取扱い」に「国や地方の文化について互いに理解し尊重し合うことが大切であることに気付かせること」とある。

平成元年までは公民的分野の目標に「平和と繁栄を図り文化を高めること」が明記されていたが、それ以降は目標から「文化」の文字が消え、平成10年版に至っては内容から「文化」が削除されている。

平成20年版では内容の大項目「私たちと現代社会」の中に「私たちが生きる現代社会と文化」が設けられている。そこでは、「現代社会における文化の意義や影響を理解させるとともに、我が国の伝統と文化に関心をもたせ、文化の継承と創造の意義に気付かせる」とあり、文化の意義や影響が主な学習対象として位置づけられている。再び、「文化学習」が重視されるようになっている。

## 4. 歴史学習と生活文化

歴史学習においては「文化遺産」を中心にしながらも、生活文化を含めた日本文化史学習として位置づけられたのは、昭和52年版の学習指導要領の改訂時である。それ以降、身近な地域・郷土の生活や生活文化について、博物館・郷土資料館などの文化財の見学・調査を通してみづめ、人間（民衆）の生き方を考え、地域・郷土の現実を直視する歴史学習が構想されていく。ここでは、その学習の特色を明らかにする。

### 4-1 地域史学習と生活文化

昭和52年版の学習指導要領は、社会科の歴史学習を「地域史学習」として構想することを求めていた。つまり、歴史の展開の舞台としての地域に着目させ、そこで展開し、あるいは営まれている歴史や生活文化を学習することによって、歴史的事象を身近で具体的なものとして実感させることが大切であるとしている。

『中学校指導書 社会編』（昭和53年）は、中学校の歴史学習において、郷土の歴史を見ていくことの意義について、つぎのように要約している。

- ① わが国の歴史の発展を具体的に把握させることができる。
- ② 郷土における生活の展開を具体的にみることによって、地域の特色を大きくとらえさせることができる。
- ③ 文化遺産についての理解を深め、それを愛護し尊重する態度を育てることができる。
- ④ 身近な史跡やその他の文化財を生徒自身が見学・調査するという主体的・能動的な学習展開ができる。

このように、中学校の歴史学習では歴史の舞台としての地域を重視し、生活の視点を取り入れ、より身近で具体的な授業展開の工夫が期待されていた。

また、この学習に当たっては、「民俗学の成果」を活用するなどして、郷土の生活文化に触れさせることが望ましいとされている。ここでいう生活文化とは具体的にどのようなものであろうか。

有形、無形民俗文化財の概念の範囲からすると、生活文化は、①衣食住、②生産・生業、③交通・運輸・通信、④交易、⑤社会生活、⑥信仰、⑦民俗知識、⑧民俗芸能・娯楽・遊戯、⑨人の一生、⑩年中行事、⑪口頭伝承、などの領域である<sup>3)</sup>。

ところで、「文化財」は、文化財保護法によると、①有形文化財：建造物 絵画 工芸品 書跡 典籍 古文書 考古資料など、②無形文化財：演劇 音楽 工芸技術など、③記念物：貝塚 古

墳 都城跡 旧宅など、④民俗文化財：衣食住・生業・信仰・年中行事などの風俗慣習および民俗芸能と、これらに用いられる衣服・器具・家屋、⑤伝統的建造物群：周囲の環境と一体をなし歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの、に分類されている。

また、生活文化の分類の例として、①生活文化の基層：住・食・衣生活／家庭生活、②生活文化の諸相：地域文化／子ども文化／人の一生／つきあい／仕事と余暇、③生活文化の現在：生活表現／生きがい／生活情報／生活環境、がある。

ただし、中学校の歴史学習では、これらの領域のすべてを取り上げなければならないというのではない。これらの領域から、どの地域にもあって、誰でもがかかわり、しかも生徒の興味・関心を引き起こす内容を選択する必要がある。

このような観点から、一般に、①衣食住、②人の一生、③年中行事、④口頭伝承を中心に生活文化を全体的に見ていく方法がとられている。つぎに、その学習の視点を示そう。

- ① 衣食住－地域的特色、生活階層の特色、職能による相違、時代的特色、歴史的変遷
- ② 人の一生（通過儀礼）－行事の形態・意味、使用される道具
- ③ 年中行事－行事の形態、行う人々、慣習や技術の伝承の仕方、祭りの意味
- ④ 口頭伝承－時代の人々の意識やものの見方・考え方

生活文化の学習の意義については、指導書によれば、つぎのようにまとめることができる。

- ① 郷土の「生活文化」の学習では、衣食住、冠婚葬祭、年中行事等の生活の中に日常見られるものが対象であるから、生徒が取り組みやすい。
- ② その学習を通して、祖先を身近に感じることができる。
- ③ 現在の生活や社会が歴史的に形成されてきたものであることを実感させることができる。

このように、当時、歴史学習改善の一方策として、社会史的要素を取り入れた生活文化の学習の実践が期待されていた。

#### 4-2 博学連携と生活文化

また、注目すべきは、昭和52年版の「博物館や郷土資料館等の活用を図るとともに、身近な地域及び国土の遺跡や文化財などの観察や調査を行なうようにすること」（小学校）「民俗学などの成果の活用や博物館、郷土資料館などの見学・調査を通じて、生活文化の展開を具体的に学ぶことができるようにすること」（中学校）の箇所である。

ここに示されているように、博物館等の見学・調査を通じて、「日本人の生活や生活に根ざした文化」、つまり「生活文化」を具体的に学ぶことが期待されていた。地域社会学習と「博学連携」（博物館と学校教育の連携）の在り方を考えた場合、具体的な学習内容としては「生活文化」を取り扱うことになろう。そのような学習が可能なのか、その際の留意点について提示したい<sup>4)</sup>。

地域の博物館等を活用しながら、身近な地域社会の「生活文化」学習を構想する際の視点は、第一に、現代社会に見る生活文化や伝統を取り上げ、それらが我々日本人の行動の基盤になっていることを理解させることである。つまり、現代社会における「文化」の働き・機能について考えることである。それが中学校公民的分野の「国民生活の変化と特色」の理解、さらには、高校公民科の「日本人としての在り方生き方の自覚」に通じるものとなる。

第二には、「生活文化」を総合的に理解することである。つまり、「生活文化」の歴史的な展開とともに、地域的特色やその要因を理解し、それを社会的な文脈に位置づけることである。具体的な美術・工芸作品、衣食住、芸能などの「生活文化」を個別分野の羅列ではなく、システムと

して理解することである。

### 4-3 生活文化を学ぶ意味

生活文化の学習では、「現実の生活や社会が歴史的に形成されてきたものであることを実感させることができる」といわれている。具体的には、何をどのように学習するのであろうか。以下、生活文化を学ぶ意味について検討しよう。

ところで、われわれは、なぜ歴史に関心をもつのであろうか。われわれは、単に昔のことを知るために過去に取り組むのではない。現在についての正しい判断を得るために過去に問いかけるのであろう。つまり、現代の歴史の動きを正しく認識し、現代の歴史のなかに積極的に生きていくために歴史を学ぶのである。

しかし、現在、何が問題なのか、どこに矛盾があるのか、といった問題意識をもつことなく、漠然と過去に問いかけたところで、現在をどう生きるかを知ることはできないであろう。歴史的思考は現在から始まる。

中学校の生活文化の学習では、現在の日常生活に現実にあるもの、見られるものに焦点を当て、その由来と形成過程をたどることになる。これは、われわれ自身の日常生活の根を掘り起こしながら、日本人の生活を正しく理解することである。

ところで、この現在とは何であらうか。以下、阿部謹也氏の諸論を参考にしながら検討する<sup>5)</sup>。

われわれの毎日の生活を思い起こしてみると、「大学を卒業して何年」「結婚して何年」「就職して何年」というように、現在を計る基準をもっている。その基準は人によって異なる。人によって、様々な現在の意識が存在する。また、「戦後何年」「オイルショックから何年」や「革命から何年」「政変から何年」のように、同じことが国家・民族についてもいえる。いわば、個人、家庭、国家、民族によって様々な現在の意識が存在することになる。

このように見ると、現在と過去を区別することがむずかしくなる。現在は過去によって規定されていることになる。同様に、将来の計画を立てて現在の生活を営む人などは、未来への意欲が現在を規定していることにもなる。

以上のように現在をとらえると、生活文化の学習の意味はどこにあるのであろうか。われわれが日常生活を送るなかでなげなくしている行為や行事が、現在だけのものであるとはいいきれない。いくつかの例を示そう。

人の一生は通過儀礼とも呼ばれている。それぞれの人生には、日常的な普段の生活である「ケ」と、人生の折目ごとに行われる「ハレ」の儀礼がある。人の一生には、①誕生、②成人祝い、③婚姻、④死、という折目がある。また、年中行事は、一年に特別な日、「ハレ」の日を置き、儀礼を行う。この「ハレ」の行事には、一般の日、「ケ」の日の衣食住とは異なる特別な衣服、食事、居宅での作法がある。この「ハレ」の行事にこそ、基層文化＝生活文化ともいべき伝統的な要素が受け継がれている。

このような「ハレ」と「ケ」の意識は、現在のわれわれの生活意識の深層で維持されている。たとえば、旧暦のお盆のころになると都会から故郷に帰る。一応墓参りをするためとなっている。墓参りとは死者と会い、死者と交流することである。年中行事の「ハレ」の日の祭りの本質は、①神・死者を迎える、②供物を捧げ、神をもてなし神と人が交歓する、③神を送り出す、という三つに要約される。お盆に里帰りをする人は、死者と出会う機会を自らつくっていることになる。

また、日本人の忘年会や新年会は、われわれの円環的時間意識の産物である。つまり、われわ



れ日本人の意識のなかには、365日が単位となって、一年たつてふたたびまた新しい一年が繰り返すという考え方がある。誕生日を祝うということも過去の再現にほかならない。また、記念日も過去に起こった事件を思い起こし、それを現在のものとして意識しようとする行事である。

このように、われわれは、一年間のうちで時折、広い意味での宗教的儀礼を営むことによって、毎日の繰り返しの生活の過程に区切りをつけ、翌日からの勤労にはずみをつけている。このような意味をもっている儀礼が、年中行事である。

阿部氏は、時間意識の問題のほかに、われわれ日本人の空間観念の構造や互酬性＝贈答お礼の習慣をあげながら、われわれの日常生活の底にあり、生活を規定している意識を論じている<sup>6)</sup>。

要するに、われわれは現在に生きていながら、われわれの考え方や行動や言葉その他のなかに、数えきれない過去がしのびこんでいることに気づく。阿部氏によれば、歴史を学ぶとは、一つは自分のなかを深く掘ってゆく作業であり、第二は現在の時点で過去の自分を新しく位置づけてゆくことである。さらに、阿部氏は、「自分自身の生活の根を掘り起してゆくうちに、それまでは自明であったと思われることが自明ではなくなり、明晰と思われた概念が内容を失ってゆくのである」と述べている<sup>7)</sup>。

これは、歴史研究の出発点としての自己省察を語っているのであるが、このことを歴史教育の場に引き寄せてみると、つぎのように考えられる。

つまり、生活文化の学習が、日本人の物の考え方や行動の底を流れている意識や慣習（過去の心性）をとらえることを目指すとすれば、われわれは自らの心性の底に流れ込んでいる過去に探りを入れなければならないということである。そこから、現在のわれわれの意識の底に過去がしのびこんでいることを実感し、各時代が今日の社会生活にどのような影響を与えたかがわかるのではないか。

中学校の歴史学習は、自国史中心の通史学習を基本としながら、徐々に、国や中央中心の学習だけではなく、地域学習を積極的に取り入れることによって、歴史の発展を具体的に把握させるように構想されている。とくに、地域の生活文化が重視されている。その背景には、従来の歴史学習への反省がある。従来から、中学校の歴史学習は、広い意味の政治史学習とされてきた。しかし、実際は、政治組織や制度など細かい事項中心の暗記学習に陥り、歴史的思考力や時代像・歴史像の形成とは無縁の学習に流れがちであった。このような実践への反省から、生活文化の重視や民俗学の成果の活用がうたわれたのである。また、阿部謹也氏に代表される歴史学における社会史や生活史の新しい試みの影響も見逃すことはできない。

しかし、実際の中学校の歴史学習が自国史中心の通史学習を基本とするかぎり、地域学習や生活文化学習は、地域の特性や史実による単なる中央史の肉付けだけに終る可能性がある。前述したように、歴史研究の視点を歴史教育の場に生かしたいものである。そのためには、民俗学そのものの研究とともに、生活文化の衣食住、年中行事等を取り上げた教材構成を工夫するなど、生活文化の教材化を試みる必要があろう。

要するに、歴史学習において、生活文化を学ぶ意味は日本人の考え方や行動の底に流れている意識や習慣の形成過程を知り、自己認識を深めることである<sup>8)</sup>。

## 5. 「文化学習」の継承と新展開

今まで見たように、社会科教育において「文化」の学習は様々な形で重視されてきたことがわかる。特に、「文化遺産」、「異文化理解（国際理解）」、「文化の機能」、「生活文化」、「博学連携」などのキーワードは、今日の社会科教育の「文化学習」においても継承・重視されている。ここでは、新しい「公共」に結びつく「文化学習」を構想するための基本的な視点を提示したい。

### 5-1 公共と公共性

ここ10年ほど学界や市民の間で話題になっている「公共」や「公共性」の意味や概念について、見てみよう。

まず、「公共」については、中央教育審議会が「21世紀の教育が目指すもの」の一つに「新しい『公共』を創造し、21世紀の国家・社会の形成に主体的に参画する日本人の育成」（平成15年答申）を挙げ、「新しい公共」という考え方を提案している。それは現在の教育基本法の2条「教育の目標」に「公共の精神」として明文化されている。この「新しい公共」とは、従来の公共とどこが異なるのか。

従来の公共とは、まず、官僚、行政、立法がほぼ同等の関係にあり、公共性は、お上・国家と同義であり、「お上・国家＝公共」という考え方である。つまり、お上・国家と下々・国民（市民）という対立関係でとらえるものである。主権者である国民はお上・国家に対して権利行使する主体としての権利者であるが、実際に政策を決め、その権利を保障するのは国家（官僚・行政・立法）である。国家が国民を統制するという上下関係が存在していた。

それに対して、「新しい公共」とは、公共性を市民自身の手に取り戻し、市民が公共の担い手になるという考え方である。市民が国家、市場、非営利団体等に参加しつつ、公共性をそれらに割り振っていくという考え方である<sup>9)</sup>。この点を意識した教育が後述する「シティズンシップ教育」である。

つぎに、「公共性」とは何か。その意味合いについて、次の3つに大別できるという<sup>10)</sup>。第一に、国家に関係する公的な（official）ものという意味。ここでは、「公共性」は、国家が法律や政策などを通して国民に対して行う活動を指す。第二に、すべての人々に関係する共通な（common）ものという意味。ここでは、「公共性」は、共通の利益・財産、共通に妥当する規範、共通の関心事などを指す。第三に、誰に対しても開かれている（open）という意味。ここでは、「公共性」は、誰もがアクセスすることを拒まれない空間や情報などを指す。ただし、この3つの意味での「公共性」は互いに抗争する関係にもある。第一の意味での「公共性」に対しては、市民が担い手になる「新しい公共」を求める動きもある。また、第二の意味での「公共性」では、一定の範囲に制限することになり、第三の意味の「開かれている」と抗争することになる。

このように新旧の「公共」や「公共性」の意味合いを見ると、「公共」「公共性」を構成するいくつかの要素を指摘することができる。①国家・公・官より市民が担い手になること、②私的ではなく社会的・論争的な課題や問題を扱うこと、③特定の誰かではなく、すべての人々にとっての利益になること、④すべての人々に開かれて議論ができることなどの要素を抽出することができる。

### 5-2 シティズンシップと社会参加

「公共」に参画する資質や能力をどのように育成すればよいのか。その一つの試みが「シティズンシップ教育」である。我が国における近年の「シティズンシップ教育」に関する政府・官庁の

取組みを見ておこう。

まず、経済産業省・三菱総研の「シティズンシップ教育と経済社会での人々の活躍についての研究会」が2006（平成18）年3月に報告書を出している<sup>11)</sup>。そこでは、「シティズンシップ」を「多様な価値観や文化で構成されている社会において、個人が自己を守り、自己実現を図るとともに、よりよい社会の実現に寄与するという目的のために、社会の意思決定や運営の過程において、個人としての権利や義務を行使し、多様な関係者と積極的に（アクティブに）かかわろうとする資質」と定義している。また、「シティズンシップ教育」の目的を「市民一人ひとりが、社会の一員として、地域や社会の課題を見つけ、その解決やサービス提供に関わることによって、急速に変革する社会の中でも、自分を守ると同時に他者との適切な関係を築き、職に就いて豊かな生活を送り、個性を發揮し、自己実現を行い、さらにはよりよい社会づくりに参加・貢献するために必要な能力を身につけること」と明記している。その必要な能力として、①意識（自分自身、他者とのかかわり、社会への参画）、②知識（公的・社会的・共同的活動、政治活動、経済活動に必要な知識）、③スキル（自己・他者・社会の状態や関係性を客観的・批判的に認識・理解するため、情報や知識を効果的に収集し、正しき理解・判断するため、他者と共に社会の中で、自分の意見を表明し、他人の意見を聞き、意思決定し、実行するためのスキル）を挙げている。ここに、シティズンシップ教育の骨子が明確に提示されている。

また、「子ども・若者育成支援推進本部」（内閣府）の『子ども・若者ビジョン～子ども・若者の成長を支援し、一人ひとりを包摂する社会を目指して～』（平成22年7月）において、子ども・若者に対する施策の基本方針の一部に、「社会形成への参画支援（社会形成・社会参加に関する教育（シティズンシップ教育）の推進）」を挙げている<sup>12)</sup>。

さらに、「常時啓発事業のあり方等研究会」（総務省）が最終報告書『社会に参加し、自ら考え自ら判断する主権者を目指して～新たなステージ「主権者教育」へ～』（平成23年12月）をまとめている<sup>13)</sup>。そこでのキーワードが、社会参加と政治的リテラシー（政治的判断力）である。「これからの常時啓発」としては、シティズンシップ教育の一翼を担う新たなステージ「主権者教育」を目指している。その具体的なねらいが、①諸課題に対処し適切な選択が行える高い資質を持った主権者を育てる、②将来を担う子どもたちにも、社会の一員、主権者という自覚を持たせる、③参加・体験型の啓発を重視する、である。

このように、各官庁が子ども・若者の健全な成長のために、「社会形成・社会参加を促すシティズンシップ教育」を推進している。現在、我が国の社会全体がシティズンシップ教育の政策化に向かっている。

### 5-3 公共と文化

それでは、公共と文化の関係はどのようにとらえればよいのか。その点に関して、平成20年の学習指導要領は、社会科、地理歴史科、公民科の改善の基本方針の一つに、次のように記述されている。

我が国及び世界の成り立ちや地域構成、今日の世界経済システム、様々な伝統や文化、宗教についての理解を通して、我が国の国土や歴史に対する愛情をはぐくみ、日本人としての自覚をもって国際社会で主体的に生きるとともに、持続可能な社会の実現を目指すなど、公共的な事柄に自ら参画していく資質や能力を育成することを重視する方向で改善を図る。

ここでいう「伝統や文化」の理解が「公共的な事項に自ら参画していく資質や能力」の育成にどのように関連するのか、新学習指導要領では公共と文化の関係はどのように扱われているのか。

伝統や文化を尊重する教育は、①日本人としてのアイデンティティ（伝統、文化の尊重、郷土や国を愛する心）と②国際性（国際社会の一員としての意識）をはぐくむために重視されている。また、その提言の背景には、「公共の精神」と「規範意識」の衰退ないしは欠如がみられる現状を教育によって再構築するというねらいがある。新学習指導要領では、これからの時代の子どもたちに求められているものは、国や社会などの「公共的な事項」に主体的に参加する意識や態度である。それらを涵養するためには、国や社会の伝統や文化を正しく理解し、愛着を持つことができるようにすることであるという<sup>14)</sup>。

これは何を意味するのか。公共を意識し、変革したりする意欲や態度を育成するための一つの起点が、帰属する社会の伝統や文化に対する子ども一人一人の「思い」であろう。この「思い」から我が国の歴史や今日の課題を知って、よりよい郷土や国に発展させるために参画していこうとする意欲にもつながると考えられる<sup>15)</sup>。

社会科の「伝統や文化」の内容に関する改善についてみると、小学校社会科では、3・4年の地域社会の学習に関して、「自然環境、伝統や文化などの地域の資源を保護・活用している地域」を取り上げることになっている。ここでは、歴史ある建造物や街並み、祭り、文化財、年中行事などの地域の伝統や文化を受け継ぎ保護・活用しながら、地域の人々が互いに協力して、特色あるまちづくりや観光などの産業の発展や地域の活性化に努めている地域が取り上げられよう。このような学習を通して、「まちづくり」「地域の活性化」に主体的に参加する意識や態度を育てようとしている。

本来、文化、特に文化財とは「人間の文化的、生活的活動によって生み出され、残されているもののうち、特に歴史的、文化的価値の高いもの」を指している。それらは、人々が自然にはたらきかけてつくった価値ある作品＝公共善である。公共善とは「人々が公共世界で共有しあえる価値あるもの」である。例えば、人権、福祉、平和、人々の健康、環境、文化や伝統などである。国内外の多様な文化や文化財を学び、理解しあい、継承していくことは、公共や公共世界を豊かにするために必要なことであり、とりわけ、世界各地の文化財に関心をもち、それらを学ぶことは、世界平和という大切な公共善に貢献することにつながると考えられる<sup>16)</sup>。

## 6. おわりに

今まで見てきたように、小・中学校社会科の学習指導要領の中に記述されている「文化学習」の内容を整理・吟味してみると、いくつかの「文化学習」の潮流を見出すことができる。

第一に、我が国の「文化遺産」に関する学習が底流として存在し続けていることである。小・中学校の社会科教育では、国内の「優れた文化遺産」を中心にした日本史学習の実践されている。

第二に、ユネスコを中心に進められた国際理解教育の重視である。ユネスコは「相互の風習と生活」を学ぶ国際理解、異文化理解、異文化間理解の教育を主張してきた。我が国の社会科教育においても文化交流や他民族の文化理解の教育が重視されている。

第三に、民俗学や文化人類学の成果を活用した歴史学習の主張である。国内外の生活様式や生活文化の学習が重視されている。

最後に、現代社会における文化の働きや機能が扱われている。「現代社会における文化の役割」「文

化の継承と創造の意義」などの学習が行われてきた。

このように社会科教育においては「文化遺産」「異文化」「生活文化」「文化の役割」の理解を図る学習が実践されてきた。現在は、それに加えて、公共と文化の関係が問われている。

「公共と文化」の関係に関する授業を構想するための視点としては、①公共、公共性、公共世界などの概念・意味・内容を明確にすること、②その公共性を育てるためのシティズンシップ教育として内容構成を図ること、③文化活動や文化政策に参加・参画する場面を設定することなどを挙げることができよう。その授業の教材化に向けての一步として、不十分ながら、「世界文化遺産」学習について若干言及したことがある<sup>17)</sup>。公共としての「文化学習」の実践的な考察は今後の課題である。

## 注

- 1) 現行以前の学習指導要領は、国立教育政策研究所のホームページ掲載の「学習指導要領データベース」から入手できる。なお、昭和33年版『小学校社会指導書』、同『中学校社会指導書』、昭和43年版『小学校指導書 社会編』、昭和44年版『中学校指導書 社会編』は中村紀久二監修『文部省学習指導書 第5・6巻』(大空社、1991年)による。以下に引用した指導書・解説を示す。昭和52年版『小学校指導書社会編』(昭和53年刊行)、昭和52年版『中学校指導書 社会編』(昭和53年刊行)、平成元年版『小学校指導書社会編』(平成元年刊行)、平成元年版『中学校指導書社会編』(平成元年刊行)、平成10年版『小学校学習指導要領解説社会編』(平成11年刊行)、平成10年版『中学校学習指導要領(平成10年12月)解説—社会編』(平成11年刊行)、平成20年版『小学校学習指導要領解説 社会編』(平成20年刊行)、平成20年版『中学校学習指導要領解説 社会編』(平成20年刊行)。
- 2) 中学校公民的分野の成立や内容構成については、梶哲夫『公民教育・「現代社会」「倫理」「政治・経済」の教育』(高陵社、1980年)、56～70頁を参照。
- 3) 佐藤照雄『地域文化を探る—地域学習の課題と方法』(教育出版センター、1986年)、76頁。その他、佐藤照雄『歴史学習指導の視点と方法』(東京法令、1980年)、日本民俗学会編『民俗学と学校教育』(名著出版、1989年)、加藤章・佐藤照雄・波多野和夫編『講座・歴史教育(全3巻)』(弘文堂、1982年)などから当時の歴史学習の研究動向を垣間見ることができる。また、加藤章『戦後歴史教育史論—日本から韓国へ』(東京書籍、2013年)も参考になる。
- 4) 「博学連携」「学社連携」(学校教育と社会教育の連携)「学社融合」については、大友秀明(研究代表者)『生涯学習体制における地域社会学習プログラムの開発に関する研究』(平成7・8年度科研費補助金・研究成果報告書)において共同調査・研究したことがある。その後の研究としては、北俊夫・埼玉県博学連携推進研究会『博物館と結ぶ新しい社会科授業づくり』(明治図書、2001年)などがある。
- 5) 阿部謹也『中世賤民の宇宙—ヨーロッパ原点への旅』(筑摩書房、1987年)、同『自分のなかに歴史を読む』(筑摩書房、1988年)を参考にした。
- 6) 阿部謹也『ヨーロッパ・原点の旅—時間・空間・モノ』(同上『中世賤民の宇宙』所収)、34頁以下。
- 7) 同上書、30頁。
- 8) 本節の一部は、大友秀明・佐々田亨三「地域学習と生活文化」(秋田大学教育学部教育研究所報第26号、1989年)による。ここで取り上げた阿部氏は、「ヨーロッパ中世史」を主な研究・専門領域としていたが、後年、日本人の歴史意識、「教養」、「世間」について論究している。「世間」と「社会」との相違の指摘などは、社会科教育研究にとって貴重な示唆を与えるものであるが、本稿では言及することができなかった。他日を期したい。
- 9) 小玉重夫「情報リテラシーとシティズンシップ」(『情報を判断する力 立教大学学校・社会教育講座司書課程主催連続公開講座記録』2013年)、78頁。また、公共哲学の立場からの山脇直司『公共哲学とは何か』(筑摩書房、2004年)も参照。
- 10) 齋藤純一『公共性』(岩波書店、2000年)の「はじめに」を参照。

- 11) 経済産業省・委託先：株式会社三菱総合研究所『シティズンシップ教育と経済社会での人々の活躍についての研究会 報告書』(2006 (平成18) 年3月)
- 12) 内閣府の<http://www8.cao.go.jp/youth/wakugumi.html>を参照。
- 13) 総務省の[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01gyosei15\\_02000033.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyosei15_02000033.html)を参照。なお、我が国におけるシティズンシップ教育の近年の政策的な動向については、前掲の小玉氏の講演記録に負うところが大きい。
- 14) 安野功「伝統・文化に関する教育を充実させるためのポイント」(『初等教育資料』866号、2010年)を参照。
- 15) 堺正之「社会参画への意欲や態度を形成する教育の視点」(『初等教育資料』884号、2012年)を参照。
- 16) 山脇直司『社会とどうかかわるかー公共哲学からのヒント』岩波書店、2008年、161～165頁。
- 17) 大友秀明・埼玉大学教育学部社会科教育研究室「シティズンシップ教育としての『世界文化遺産学習』の可能性」(埼玉大学社会科教育研究会『埼玉社会科研究』19号、2013年)参照。

(2013年10月30日提出)

(2013年11月21日受理)